

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費、障害児入所医療費の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北海道は、児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費、障害児入所医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

北海道知事

公表日

令和5年8月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費、障害児入所医療費の支給に関する事務
②事務の概要	児童相談所で、次の業務を実施している。 ・児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費又は同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給に関する事務 特定個人情報ファイルは、上記事務に係る次の事務に使用する。 ・申請書等に個人番号の記載欄を設け、地方税関係情報や住民票関係情報などと連携することで、審査等における事務の省力化及び書類提出の省略化を図る。 ・また、他所属又は他機関からの照会に対して、定められた範囲で障害児入所措置に関する情報の提供を行う。
③システムの名称	指定障害福祉サービス事業者管理台帳システム(障害児施設給付費受給者管理機能)、中間サーバー、北海道庁宛名連携サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
障害児施設給付管理情報	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 7の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第7条1、3、6及び11号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 番号法別表第二の8項、14項及び15項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第7条2、3、4、5号、第11条、第11条の2 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 番号法別表第二の10項、14項、16項、26項、56の2項、57項、87項、106項、108項及び116項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第9条、第11条1、2号、第12条1、2、4～6、8号、第19条、第30条、第31条1、2、5、6号、第44条、第53条1号、第55条1、2、8号、第59条の2の2 1～5、7～12号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	北海道保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課
②所属長の役職名	子ども家庭支援課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	北海道総務部行政局文書課行政情報センター 〒060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館3階 電話：011-204-5038
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	北海道保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 電話：011-206-8269

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月28日	I-5-②「所属長」	障がい者保健福祉課長 湯谷 隆博	障がい者保健福祉課長 植村 豊	事後	重要な変更にあたらぬ(所属長名の変更)
平成28年7月4日	I-7「請求先」	北海道総務部人事局法制文書課行政情報センター	北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター	事後	重要な変更にあたらぬ(時点修正)
平成28年7月4日	I-8「連絡先」	電話:011-204-5278	電話:011-204-5899	事後	重要な変更にあたらぬ(時点修正)
平成30年6月27日	I-5-②「所属長」	障がい者保健福祉課長 植村 豊	障がい者保健福祉課長 東 秀明	事後	重要な変更にあたらぬ(所属長名の変更)
令和1年6月20日	II-1対象人数	平成27年9月15日時点	平成31年4月15日時点	事後	重要な変更にあたらぬ(時点係数の確認時期)
令和1年6月20日	II-2取扱者数	平成27年9月15日時点	平成31年4月15日時点	事後	重要な変更にあたらぬ(時点係数の確認時期)
令和2年5月25日	I-4-②「法令上の根拠」	【情報照会の根拠】 番号法別表第二の8項、14項及び15項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第7条2号、第11条 【情報提供の根拠】 番号法別表第二の16項、26項、56の2項、57項、87項及び116項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条1号、第19条、第30条2号、第31条1、2、5号、第44条	【情報照会の根拠】 番号法別表第二の8項、14項及び15項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第7条2号、第11条 【情報提供の根拠】 番号法別表第二の10項、14項、16項、26項、56の2項、57項、87項、108項及び116項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条1号、第19条、第30条2号、第31条1、2、5号、第44条	事後	評価の再実施
令和2年5月25日	I-7「請求先」	北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター	北海道総務部行政局文書課行政情報センター	事後	評価の再実施
令和2年5月25日	II-1対象人数	平成31年4月15日時点	令和2年4月1日時点	事後	評価の再実施
令和2年5月25日	II-2取扱者数	平成31年4月15日時点	令和2年4月1日時点	事後	評価の再実施
令和4年5月18日	I-3「法令上の根拠」	番号法別表第一の7の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第7条2号	番号法別表第一の7の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第7条1、3、6及び11号	事後	重要な変更にあたらぬ(時点修正)
令和4年5月18日	I-4-②「法令上の根拠」	【情報照会の根拠】 番号法別表第二の8項、14項及び15項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第7条2号、第11条 【情報提供の根拠】 番号法別表第二の10項、14項、16項、26項、56の2項、57項、87項、108項及び116項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条1号、第19条、第30条2号、第31条1、2、5号、第44条	【情報照会の根拠】 番号法別表第二の8項、14項及び15項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第7条2、3、4、5号、第11条 【情報提供の根拠】 番号法別表第二の10項、14項、16項、26項、56の2項、57項、87項、108項及び116項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第9条、第11条1、2号、第11条の2、第12条1、2、4～6、8号、第19条、第30条、第31条1、2、5、6号、第44条、第55条1、2、8号、第59条の2の2 1～5、7～12号	事後	重要な変更にあたらぬ(時点修正)
令和4年5月18日	I-8「連絡先」	電話:011-204-5899	電話:011-204-5264	事後	重要な変更にあたらぬ(時点修正)
令和4年5月18日	II-1対象人数	令和2年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらぬ(時点修正)
令和4年5月18日	II-2取扱者数	令和2年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらぬ(時点修正)
令和5年5月22日	I-3「法令上の根拠」	番号法別表第一の7の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第7条1、3、6及び11号	・番号法第9条第1項 別表第一 7の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第7条1、3、6及び11号	事後	重要な変更にあたらぬ(時点修正)
令和5年5月22日	I-4-②「法令上の根拠」	【情報照会の根拠】 番号法別表第二の8項、14項及び15項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第7条2、3、4、5号、第11条 【情報提供の根拠】 番号法別表第二の10項、14項、16項、26項、56の2項、57項、87項、108項及び116項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第9条、第11条1、2号、第11条の2、第12条1、2、4～6、8号、第19条、第30条、第31条1、2、5、6号、第44条、第55条1、2、8号、第59条の2の2 1～5、7～12号	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 番号法別表第二の8項、14項及び15項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第7条2、3、4、5号、第11条の2 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 番号法別表第二の10項、14項、16項、26項、56の2項、57項、87項、106項、108項及び116項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第9条、第11条1、2号、第12条1、2、4～6、8号、第19条、第30条、第31条1、2、5、6号、第44条、第53条1号、第55条1、2、8号、第59条の2の2 1～5、7～12号	事後	重要な変更にあたらぬ(時点修正)
令和5年5月22日	I-5-①「部署」	北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課	北海道保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課	事後	重要な変更にあたらぬ(時点修正)
令和5年5月22日	I-5-②「所属長の役職名」	障がい者保健福祉課長	子ども家庭支援課長	事後	重要な変更にあたらぬ(時点修正)
令和5年5月22日	II-1対象人数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらぬ(時点修正)
令和5年5月22日	II-2取扱者数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらぬ(時点修正)